

議案第93号の参考資料

一 般 職 給 与 改 定 案

1 特定任期付職員及び会計年度任用職員以外の職員

(1) 改定前後の給与比較

人事院勧告に基づく国家公務員平均給与（令和5年4月1日現在）

現 行 404,015円（平均年齢42.3歳 平均経験年数20.4年）

改定案 407,884円

改定額 3,869円 改定率 0.96%

埼玉県職員給与改定 埼玉県職員平均給与（令和5年4月1日現在）

現 行 377,720円（平均年齢41.8歳 平均経験年数19.4年）

改定案 381,268円

改定額 3,548円 改定率 0.94%

熊谷市職員給与改定 熊谷市職員平均給与（令和5年4月1日現在）

現 行 366,050円（平均年齢42.9歳 平均経験年数20.3年）

改定案 368,617円

改定額 2,567円 改定率 0.70%

- 熊谷市職員の平均的な昇給率により、国家公務員の平均年齢に合わせた場合の平均給与の試算

| 国家公務員の平均年齢 | 熊谷市職員平均給与 | 国家公務員平均給与 |
|------------|-----------|-----------|
| 42.3歳での試算 | 366,080円 | 407,884円 |

(2) 熊谷市職員の給与改定内容

ア 給料

| 現 行 | 改 定 案 |
|--------------------------------|--|
| 平均給料月額（令和5年4月1日現在） 332,609円 | 平均給料月額（令和5年4月1日現在） 335,092円 平均2,483円の引上げ |

備考 適用年月日は、令和5年4月1日からとする。

イ 期末・勤勉手当の支給割合

(7) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

| | | 6月期 | 12月期 | 合計 | 総支給割合 |
|------------------|------|--------|--------|-------|-------|
| 令和5年度 (現行) | 期末手当 | 1.20月 | 1.20月 | 2.40月 | 4.40月 |
| | 勤勉手当 | 1.00月 | 1.00月 | 2.00月 | |
| 令和5年度 (改定案) | 期末手当 | 1.20月 | 1.25月 | 2.45月 | 4.50月 |
| | 勤勉手当 | 1.00月 | 1.05月 | 2.05月 | |
| 令和6年度以降 (改定案) | 期末手当 | 1.225月 | 1.225月 | 2.45月 | 4.50月 |
| | 勤勉手当 | 1.025月 | 1.025月 | 2.05月 | |

(i) 定年前再任用短時間勤務職員

| | | 6月期 | 12月期 | 合計 | 総支給割合 |
|------------------|------|---------|---------|--------|-------|
| 令和5年度 (現行) | 期末手当 | 0.675月 | 0.675月 | 1.35月 | 2.30月 |
| | 勤勉手当 | 0.475月 | 0.475月 | 0.95月 | |
| 令和5年度 (改定案) | 期末手当 | 0.675月 | 0.70月 | 1.375月 | 2.35月 |
| | 勤勉手当 | 0.475月 | 0.50月 | 0.975月 | |
| 令和6年度以降 (改定案) | 期末手当 | 0.6875月 | 0.6875月 | 1.375月 | 2.35月 |
| | 勤勉手当 | 0.4875月 | 0.4875月 | 0.975月 | |

備考 適用年月日は、令和5年12月1日からとする。ただし、令和6年度以降の期末・勤勉手当については、令和6年4月1日からとする。

(3) 給料表の上位4号給までの号給の廃止

行政職給料表の4級から8級まで並びに医療職給料表の4級及び5級のうち、それぞれ上位4号給までの号給を廃止し、国の行政職俸給表及び医療職俸給表との整合性を図るもの

※ 現行、本改正により廃止となる号給に該当している職員に対しては、現給を保障する。

2 特定任期付職員

(1) 給料

| 号給 | 現行 | 改定案 |
|----|----------|----------|
| 1 | 376,000円 | 380,000円 |
| 2 | 422,000円 | 427,000円 |
| 3 | 472,000円 | 477,000円 |
| 4 | 533,000円 | 539,000円 |
| 5 | 608,000円 | 615,000円 |

備考 適用年月日は、令和6年4月1日からとする。

(2) 期末手当の支給割合

| | 6月期及び12月期 | 総支給割合 |
|------------------|-----------|---------|
| 令和5年度 (現 行) | 1. 6 5月 | 3. 3 0月 |
| 令和6年度以降 (改定案) | 1. 7 0月 | 3. 4 0月 |

備考 適用年月日は、令和6年4月1日からとする。

3 会計年度任用職員

期末手当の支給割合

| | 6月期 | 12月期 | 総支給割合 |
|------------------|-----------|-----------|---------|
| 令和5年度 (現 行) | 1. 2 0月 | 1. 2 0月 | 2. 4 0月 |
| 令和5年度 (改定案) | 1. 2 0月 | 1. 2 5月 | 2. 4 5月 |
| 令和6年度以降 (改定案) | 1. 2 2 5月 | 1. 2 2 5月 | 2. 4 5月 |

備考 適用年月日は、令和5年12月1日からとする。ただし、令和6年度以降の期末手当については、令和6年4月1日からとする。